

小規模企業共済法が改正されました

平成 27 年 8 月 21 日改正・公布の日から 1 年以内に施行

【改正のポイント】

< 共済金関係 >

1

共済事由の引き上げによる共済金受取り額のアップ

◆ 「配偶者等への事業全部譲渡」をA共済に上げます。

個人事業主が配偶者や共同経営者に事業を譲渡した場合には、廃業と同様にA共済金が支給されます。

◆ 「役員の任意退任（65歳以上）」をB共済に上げます

会社役員が65歳以上で退任した場合には、老齢給付と同様にB共済金が支給されます。 ※ 上記のケースは、従来は準共済金でした。

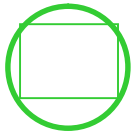
共済事由 地位	A共済事由 【事業の廃止等】	B共済事由 【疾病等の役員退任、 老齢給付】	準共済事由 【みなし解約】	解約事由 【任意解約、掛金滞納によ る解約】
個人事業者 (共同経営者を含む)	○個人事業の廃止 (注) 配偶者・子以外の者に事業譲渡を行った場合を含む ○死亡	○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付)	○個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ○法人成りし、その会社の役員に就任しない場合	○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 ○法人成りし、その会社の役員となる場合
会社等役員	○会社等の解散	○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) ○死亡、疾病、負傷による退任	○会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。) ○65歳以上の役員 の退任	○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約

① 親族内承継を廃業と同様の共済事由に引き上げ

② 65歳以上については共済事由を引き上げ

共済金を受給できる遺族の範囲を拡大します。

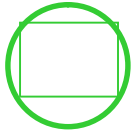
◆ 共済金を受給できる遺族の範囲を生計維持関係のない「ひ孫」、
「甥・姪」まで拡大します



分割共済金の支給回数を増やします。

◆分割共済金の受け取り回数を

「年4回」から「**年6回**」（1、3、5、7、9、11月）を増やします。



その他～ 手続き関係

- ◆ 申込金を廃止します
- ◆ 掛金月額の減額要件を廃止します（委託機関による確認も廃止）
- ◆ 納付月数通算の事由に「共同経営者の独立開業」を追加します
- ◆ 「やむを得ない掛金滞納による機構解約の例外」を追加します

法改正でさらに魅力がアップする
『**小規模企業共済**』を
是非ご検討下さい。



共済相談室

TEL.050-5541-7171

小規模共済

検索

北陸3県の中小企業と地域の皆さまを応援する…

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

検索

 **中小機構 北陸**

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト

<http://j-net21.smrj.go.jp>